

第 2 次射水市中小企業振興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 第 2 次射水市中小企業振興計画（以下「振興計画」という。）の策定に当たり、射水市の中小企業を取り巻く課題を明らかにし、その課題の解消と中小企業の振興及び地域経済の活性化策を検討、協議するため、第 2 次射水市中小企業振興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 市内中小企業の現状を踏まえた課題の把握に関すること。
- (2) 中小企業の振興に向けて取り組む目標や施策に関すること。
- (3) その他、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員会に、必要に応じ委員とは別にオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員の委嘱の日から振興計画が策定されるまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会議を進行する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務を処理するため、事務局を産業経済部商工企業立地課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。